

1計画策定の背景・目的

自転車は、環境負荷を低減し、健康増進に寄与する経済性に優れた移動手段として、日常利用だけでなく、観光・レジャー・スポーツの手段としても多くの人々に利用されています。

昨今では、新型コロナウィルス感染症拡大に際し、三つの密(密閉・密集・密接)を回避できる交通手段としても自転車が着目されています。

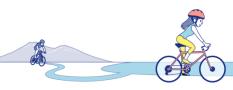
国は、平成 29 (2017) 年 5 月 1 日に自転車活用推進法(以下「法」とする。)を施行し、環境負荷の低減や国民の健康増進等の重要な課題に対応するため、極めて身近な交通手段である自転車の活用を推進することとしました。

法では、国の責務等を明らかにし、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を 定めることを目的の1つとしており、法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の自転車の活用の推進に関して基本となる施策・ 措置を定めた自転車活用推進計画が平成30(2018)年6月8日に閣議決定されました。

各地方公共団体においても、自転車の活用について計画を策定することが努力義務化されており、静岡県においても「自転車活用推進計画」を平成31(2019)年に策定し、サイクルスポーツの聖地に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、ハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画として位置付けています。

本市は、首都圏に近接し、東名高速道路、新東名高速道路等の広域交通網へのアクセス性に優れるなど、恵まれた地理的条件を有しています。また、富士・箱根・伊豆という国際的な観光地に囲まれ、駿河湾や沼津港、狩野川、沼津アルプスなど、豊かな地域資源に恵まれ、さらに、変化に富んだ地形や海越しの富士山の景観など、サイクリングに適した自然環境を有しています。加えて、市街地部では自転車利用に適した平坦な土地であるという特性を活かし、これまでもまちづくりや観光、運動・健康、安全安心の視点における自転車に関する様々な取り組みを実施しており、市内の自転車利用環境の整備等を継続的に進めてきました。

一方で、今後さらなる通行空間の整備が望まれるほか、自転車の通行ルールやマナーの浸透 不足に伴う自転車関連の事故、自動車への依存に伴う交通渋滞発生、多様な交通手段を選択で きる環境づくりなど解決すべき課題があります。







このため、本市の特性や現状・課題、市民からの意見を踏まえ、関係機関や庁内での横断的な連携・取り組みを効率的・効果的に進め、自転車施策を総合的に展開していくことを目的として、沼津市自転車活用推進計画を策定します。

【関連法令】自転車活用推進法(平成29年5月) ※一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
 - 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画(以下「自転車活用推進計画」という。)を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村(特別区を含む。次項において同じ。)は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(次項において「市町村自転車活用推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。







